

# 火山防災強化市町村ネットワーク（仮称）

## 設立会議資料

（令和2年7月）

- 1 設立趣意書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 規約（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 令和2年度要望活動（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 4 令和2年度要望事項（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

### 参 考

- 5 設立発起人・参画市町村一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8



# 1. 火山防災強化市町村ネットワーク設立趣意書（案）

火山は、その壮大な景観や温泉など、人々を魅了する様々な資源をもたらすとともに、火山灰土壌によって豊かな農作物が育まれるなど、恵みの源となっている一方、噴火に伴う災害は、人々の生命や財産に重大な損害を与え、住民生活さらには社会経済活動に大きな影響を及ぼす恐れがある。

111もの活火山を有する火山国である我が国においては、平成27年7月に活動火山対策特別措置法を改正し、同法に基づく火山防災強化の取組が進められてきたところである。しかしながら、火山噴火はその他の自然災害に比して低頻度で起こるにも関わらず、降灰・噴石や火砕流等の火山現象に加え、泥流・土石流など、特殊かつ多様な現象を引き起こす恐れがあり、かつ、現行の地方自治体における防災体制では火山防災に係る知識や経験の蓄積が進んでおらず対応が困難な状況にある。また、規模の大きい噴火では、災害が一つの市町村区域に留まらず広範囲に及び、日本国内さらには世界経済への影響は計り知れないものであることから、国において総合的に事前の対策を速やかに推進する必要がある。

そこで、このような現状と問題意識を共有する市町村が連携し、火山防災に係る知識・経験の蓄積と情報共有を図るとともに、国に対し、より地域の実情を踏まえた火山防災対策の強化について、国による財政負担と法制度の整備を求める火山防災強化市町村ネットワークを設立するものである。

令和2年 月 日

## 設立発起人

鹿児島市長	森	博幸	箱根町長	山口	昇士
鹿部町長	盛田	昌彦	糸魚川市長	米田	徹
美瑛町長	角和	浩幸	富士吉田市長	堀内	茂
洞爺湖町長	真屋	敏春	小諸市長	小泉	俊博
八幡平市長	田村	正彦	木曾町長	原	久仁男
蔵王町長	村上	英人	富士宮市長	須藤	秀忠
仙北市長	門脇	光浩	島原市長	古川	隆三郎
北塩原村長	小椋	敏一	阿蘇市長	佐藤	義興
嬬恋村長	熊川	栄	高原町長	高妻	経信

## 2. 火山防災強化市町村ネットワーク規約（案）

（名称）

第1条 この組織は、火山防災強化市町村ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

（目的）

第2条 本ネットワークは、市町村における火山防災の強化推進を目的とする。

（事業）

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市町村における火山防災の強化推進に係る要望活動に関すること。
- (2) 火山防災に係る知識・経験の蓄積と情報共有に関すること。
- (3) その他本ネットワークが特に定めること。

（組織）

第4条 本ネットワークは、別表に掲げる市町村の代表者（以下「会員」という。）をもって組織する。

（役員）

第5条 本ネットワークに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 15名以内

（役員を選任）

第6条 会長は、鹿児島市長とする。

- 2 副会長及び幹事は、会員の中から、会長が指名するものとし、その任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

（役員職務）

第7条 会長は、会務を総理し、本ネットワークを代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代行する。
- 3 副会長及び幹事の任期が満了した場合においても、後任が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（会議）

第8条 本ネットワークの総会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。

（総会の議事）

第9条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 市町村における火山防災の強化推進に係る要望内容

(2) その他会長が必要と認めた事項

(議事の運営)

第10条 総会は、会員の半数以上が出席することをもって開くことができるとし、やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会を開くことができない事態が生じた場合は、書面により、審議し、決定することができる。

3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第11条 本ネットワークの事務を処理するため、事務局を鹿児島市に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めのあるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規約は、令和2年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

北海道	五所川原市	米沢市	糸魚川市	八丈町
釧路市	つがる市	宮城県	妙高市	青ヶ島村
足寄町	平川市	栗原市	富山県	大分県
白糠町	大鰐町	蔵王町	立山町	別府市
上川町	中泊町	七ヶ宿町	岐阜県	宇佐市
東川町	七戸町	川崎町	高山市	由布市
美瑛町	おいらせ町	福島県	下呂市	日出町
富良野市	三戸町	福島市	白川村	九重町
上富良野町	五戸町	猪苗代町	石川県	竹田市
中富良野町	田子町	二本松市	白山市	熊本県
南富良野町	南部町	本宮市	山梨県	阿蘇市
新得町	新郷村	大玉村	富士吉田市	高森町
苫小牧市	岩手県	喜多方市	都留市	南阿蘇村
千歳市	二戸市	北塩原村	身延町	長崎県
白老町	八幡平市	磐梯町	西桂町	島原市
登別市	盛岡市	湯川村	忍野村	雲仙市
伊達市	滝沢市	下郷町	山中湖村	南島原市
壮瞥町	雫石町	西郷村	鳴沢村	宮崎県
洞爺湖町	一関市	栃木県	富士河口湖町	都城市
七飯町	秋田県	那須塩原市	静岡県	小林市
鹿部町	鹿角市	那須町	三島市	えびの市
森町	小坂町	群馬県	富士宮市	高原町
函館市	藤里町	中之条町	富士市	鹿児島県
青森県	仙北市	長野原町	御殿場市	霧島市
弘前市	由利本荘市	嬭恋村	裾野市	湧水町
鯨ヶ沢町	にかほ市	長野県	長泉町	鹿児島市
西目屋村	横手市	小諸市	小山町	垂水市
藤崎町	湯沢市	佐久市	伊東市	三島村
板柳町	羽後町	軽井沢町	伊豆市	屋久島町
鶴田町	山形県	御代田町	神奈川県	十島村
青森市	酒田市	松本市	箱根町	
十和田市	遊佐町	王滝村	東京都	
八戸市	山形市	木曾町	新島村	
黒石市	上山市	新潟県	神津島村	

### 3. 火山防災強化市町村ネットワーク

#### 令和2年度要望活動（案）

令和2年	6月 8日（月）	設立発起市町村 18 自治体による設立準備会立ち上げ
	6月 9日（火）	設立準備会から参画市町村へ要望事項（案）照会 （6月22日締め切り後、とりまとめ）
	7月 1日（水）	設立会議（書面開催）
	7月14日（火）	設立会議協議事項承認（予定）
	7月30日（木）	要望活動（東京）（予定） 内閣府を会長等が訪問 その他の関係省庁は事務局にて窓口へ提出

## 4. 火山防災強化市町村ネットワーク

### 令和2年度要望事項（案）

#### 1. 火山の研究及び監視・観測体制の充実・強化

（文部科学省・気象庁）

火山噴火による被害を最小限とするため、火山活動の解明・予測に向けた研究や、監視・観測体制の充実・強化を図るとともに、これらの取組がより一層推進されるよう、所要の予算の十分な確保を図ること。

#### 2. 避難計画の策定及び幹線道路閉塞解消に向けた体制強化

（内閣府）

火山活動による被害想定調査を早急に実施し、それに即したハザードマップや県境をまたぐ広域避難も見据えた具体的な避難計画を関係自治体の意見を踏まえ、国が主導して作成・改訂すること。

また、幹線道路閉塞時における避難・救助活動等の制約の早期解消に向けた体制強化のための支援措置を講じること。

#### 3. 火山活動対策の財源措置などの充実・強化

（総務省）

火山活動が活発な地域においては、その対応に多額の経費を要しているため、特別交付税による財源措置などの充実・強化を図ること。

#### 4. 避難路・退避壕の整備及び社会資本整備の国直轄の推進

（国土交通省）

火山地域の防災対策に万全を期するため、避難路・退避壕等の整備を拡充するとともに、火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業など「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。



## 5. 大規模噴火発生時におけるガイドラインの作成

(内閣府)

大規模噴火が発生し、大量軽石火山灰の降下などが生じた場合は、地域住民の生活や社会経済活動に大きな混乱を来すことが懸念されることから、火山地域における効果的な防災対策を推進するため、大規模噴火発生時における情報収集や警戒避難体制の確保についてのガイドラインを作成すること。

## 6. 大規模噴火発生時における避難行動要支援者の避難先の確保・調整

(厚生労働省)

大規模噴火時には、県境をまたいだ広域避難も想定されることから、医療機関や社会福祉施設における避難行動要支援者の避難先について、事業所や市町村による調整は困難かつ混乱を招く恐れがあるため、予め避難先の確保・調整が必要な市町村に対し、措置を講じること。

## 5 火山防災強化市町村ネットワーク 設立発起人・参画市町村一覧

### 設立発起人

鹿児島市長	森	博幸
鹿部町長	盛田	昌彦
美瑛町長	角和	浩幸
洞爺湖町長	真屋	敏春
八幡平市長	田村	正彦
蔵王町長	村上	英人
仙北市長	門脇	光浩
北塩原村長	小椋	敏一
嬭恋村長	熊川	栄
箱根町長	山口	昇士
糸魚川市長	米田	徹
富士吉田市長	堀内	茂
小諸市長	小泉	俊博
木曾町長	原	久仁男
富士宮市長	須藤	秀忠
島原市長	古川	隆三郎
阿蘇市長	佐藤	義興
高原町長	高妻	経信

以上 18 名

参画市町村一覧 (143自治体)

北海道	五所川原市	米沢市	<u>糸魚川市</u>	八丈町
釧路市	つがる市	宮城県	妙高市	青ヶ島村
足寄町	平川市	栗原市	富山県	大分県
白糠町	大鰐町	<u>蔵王町</u>	立山町	別府市
上川町	中泊町	七ヶ宿町	岐阜県	宇佐市
東川町	七戸町	川崎町	高山市	由布市
<u>美瑛町</u>	おいらせ町	福島県	下呂市	日出町
富良野市	三戸町	福島市	白川村	九重町
上富良野町	五戸町	猪苗代町	石川県	竹田市
中富良野町	田子町	二本松市	白山市	熊本県
南富良野町	南部町	本宮市	山梨県	<u>阿蘇市</u>
新得町	新郷村	大玉村	<u>富士吉田市</u>	高森町
苫小牧市	岩手県	喜多方市	都留市	南阿蘇村
千歳市	二戸市	<u>北塩原村</u>	身延町	長崎県
白老町	<u>八幡平市</u>	磐梯町	西桂町	<u>島原市</u>
登別市	盛岡市	湯川村	忍野村	雲仙市
伊達市	滝沢市	下郷町	山中湖村	南島原市
壮瞥町	雫石町	西郷村	鳴沢村	宮崎県
<u>洞爺湖町</u>	一関市	栃木県	富士河口湖町	都城市
七飯町	秋田県	那須塩原市	静岡県	小林市
<u>鹿部町</u>	鹿角市	那須町	三島市	えびの市
森町	小坂町	群馬県	<u>富士宮市</u>	<u>高原町</u>
函館市	藤里町	中之条町	富士市	鹿児島県
青森県	<u>仙北市</u>	長野原町	御殿場市	霧島市
弘前市	由利本荘市	<u>嬬恋村</u>	裾野市	湧水町
鱒ヶ沢町	にかほ市	長野県	長泉町	<u>鹿児島市</u>
西目屋村	横手市	<u>小諸市</u>	小山町	垂水市
藤崎町	湯沢市	佐久市	伊東市	三島村
板柳町	羽後町	軽井沢町	伊豆市	屋久島町
鶴田町	山形県	御代田町	神奈川県	十島村
青森市	酒田市	松本市	<u>箱根町</u>	
十和田市	遊佐町	王滝村	東京都	※下線は設立発
八戸市	山形市	<u>木曾町</u>	新島村	起市町村
黒石市	上山市	新潟県	神津島村	